

九州医療科学大学 公欠に関する申し合わせ

(総 則)

第1条 九州医療科学大学の学生の公欠については、この申し合わせにより定める。

(公欠の扱い)

第2条 学生が第3条に定める範囲事項で欠席する場合、所定の別途様式により手続きの上は、公欠と認める。

2 公欠と認められた授業は、課題・レポートの提出など、担当教員による教育的配慮に基づき出席とする。

(公欠の範囲)

第3条 次の各号に定めるものを公欠とする。

(1) 忌引き

当該学生の、父母・配偶者・子の忌引き(7日)、兄弟・姉妹、祖父母の忌引(3日)

(2) 学校伝染病

学校保健法の指定する伝染病による出校禁止

※ ノロウイルスや感染性胃腸炎は、学校伝染病に含まれない。

ただし、感染拡大の状況によっては大学で協議したうえで改めて通知する。

(3) 学友会所属団体(部)等大会参加

大学の認める部で、公式の学生連盟及び協会等団体が主催する大会(練習試合や合宿などは除く)へ出場する場合。

ただし、単位認定試験においては対象とはならない。

(4) その他

特に学長が認めたもの(公共交通機関の不通・遅延、地域社会などの行事参加、震災・天災等への遭遇等)

(公欠願の提出)

第4条 第3条に定める範囲の公欠を希望する学生は、別紙公欠願の様式により次のとおり必要書類(写し可)を必ず添付し、チューター及び事由により顧問、関係教員等の承認印後、スチューデントサポートセンター学生部学生課に提出すること。

(1) 忌引きは、確認が取れるものを添付し、事後速やかに提出すること。

(2) 学校伝染病は、医師の診断書を添付し、事後速やかに提出すること。

(3) 学友会所属団体等の大会参加については、大会要項等を添付し、必ず2週間前までに提出すること。

(4) その他

・事前の場合は、参加依頼証明等関係書類を添付し、2週間前までに提出すること。

・緊急の場合は、参加証明等関係書類を添付し、事後速やかに提出すること。

・公共交通機関の不通・遅延証明並びに震災・天災等の罹災証明を添付し、事後速やかに提出すること。

(公欠願の扱い)

第5条 提出された公欠願は学生課で受付を行い、稟議・決済の後学生本人に返却し、本人が授業担当者に直接申し出るものとする。

(雑 則)

第6条 この申し合わせに定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 この申し合わせに関する事務は、スチューデントサポートセンター学生部学生課が担当する。

附 則 この申し合わせは、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成23年9月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、令和7年4月1日から施行する。